移動等円滑化取組報告書 (乗合バス車両)

(2022年度)

住 所 京都市右京区嵯峨明星町1番地の1

事業者名 京都バス株式会社 代表者名 取締役社長 吉本直樹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗 合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップ バス	・2022年度は5両、2023年度には年に5両程度導入、更新予定。	2022年度は計画通り 5両導入した

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
提供 ・入社時の教	軍椅子利用者の乗降の際に、乗務員が乗降の介助・固定装置の取扱いなどを行う。 乗務員の入社時教習において、車椅子使用者に対する役務 の提供に関する教習を実施しており、その継続・改善を図	・車椅子利用者への 役務の提供、入社時 の教習、車内筆談具
	る。 聴覚障害者との意思疎通を図るために設置している車内筆 談具の維持・管理体制の改善・継続。	の維持管理ともに計 画通り実施した

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ターミナル等 のりばでの案 内業務	多客期においてターミナルや観光地でのバスのりばに係員 を配置し、旅客の案内業務を実施する。	多客時に計画通り実 施した

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・車内後部案 内モニターの 設置・行先表示器 のカラーLED化	・車内のカラー液晶案内表示器を乗合全車両最前部に設置し、それに加え車両後部にも既に73両設置しているが、今後新車導入時に順次拡充する。 ・新規乗合車両にはカラー行先表示を採用する。	計画通り実施した

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の対応 技術の向上	運行管理者及び指導運転士等について交通サポートマネージャー研修を受講させ、帰社後バリアフリーの基本知識を 拡げるため乗務員の個別指導を実施する。	計画通り実施した

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

Ξ.	, , , , , , ,		
対策		現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
		単内放送において高断石・障舌石寺への配慮を呼びがりているが、運行計画変更の時期に合わせて当放送を高齢者・ 暗宝者田施設等最実りのバス停でも実施する	障害者用施設に加え、高齢者の利用の 多いバス停で放送を 追加した

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

老朽化したバス停標柱を10基更新し、バス停掲示の時刻表の視認性向上を図った。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ上で公表する。

(4) その他

移動等円滑化における車両の整備に関する事項は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設 に関する事項は運輸部営業課、教育訓練に関する事項は運輸部安全推進課が担当し、運輸部長が 全体を統括する。

		公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
	総車					その他の車両数		基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
	両数	計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備え たもの	計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちり フトを は も の	計	うロ を が た の	うち フトを 備えた もの
前年度車両数	110	99	30	69	4	0	4	7	7	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	5	4	0	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度末車 両数	110	100	35	65	4	0	4	6	6	0	0	0	0	0

内合基 訳は準 適 の別 報途除 用 告 適 外 が 用認 必 除定 要 外車 لح 認両 な 定が IJ 車あ ま 両る す ∘の場

- Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項
- (1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。
- (2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。
 - ①中小企業者でない。
 - ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合して いる車両の合計数を記入すること。
 - 2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
 - 3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
 - 4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
 - 5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
 - 6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準 省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数 、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
 - 7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

基準適用除外認定車両について、除外項目別の車両数調査

台	数	6	台
内訳	(1)地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車(自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。)	0	小
	(2)高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車なお、空港等アクセスバスのうち、空港を経路に含む路線において、乗合旅客を運送する自動車(以下「空港アクセスバス」という。)に係る基準適用除外の認定の申請を行う場合(高速バス又は定期観光バスとして基準適用除外の認定を受けている場合において、新たに空港アクセスバスとして基準適用除外の認定を受ける場合を含む。)においては、別途「空港アクセスバスにおける移動円滑化基準適用除外の認定に関する取扱いについて」(以下「空港アクセスバス認定取扱い」という。)の要件を満たすことが必要になる場合があるので、申請に当たって留意されたい。	0	台
	(3)幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車	0	台
	(4)車両総重量5t 以下であって乗車定員が23 人以下の自動車	0	小
	(5)平成12 年11 月14 日までに道路運送車両法(昭和26 年法律 第185 号)第58 条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた 自動車 及び平成12 年10 月31 日までに公共交通事業者等が購入する契 約を締結し、平成13 年3月31 日までに当該公共交通事業者等が 新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等 が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの	6	台
	(6)前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態 様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車	0	台

<備考>

[・]平成12年11月14日以前から同一事業者が継続して使用している車両については、対象外です。 (移動円滑化基準への適合義務がなく、除外認定を必要としないため。)